

様式第13号 障害区分と医療に関係のある診療科名一覧

医師名

指定基準：医師免許取得後5年を経過した医師で、各障害区分の医療に関係のある診療科での臨床経験を5年以上有する医師（初期研修期間は除く）とする。

障 害 区 分	医療に関係のある診療科名
1 視覚障害	眼科 小児眼科 神経内科 脳神経外科 ※眼科以外の診療科の場合は、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
2 聴覚障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 神経内科 脳神経外科 ※耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること又は同等の専門性を有していること。（耳鼻咽喉科学会の耳鼻咽喉科専門医認定証の写しを添付してください。） ※耳鼻科以外の診療科の場合は、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
3 平衡機能障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 神経内科 脳神経外科 リハビリテーション科
4 音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 内科 気管食道内科 神経内科 気管食道外科 脳神経外科 形成外科 リハビリテーション科
5 そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 気管食道内科 神経内科 気管食道外科 形成外科 リハビリテーション科
6 肢体不自由	整形外科 外科 小児外科 内科 神経内科 脳神経外科 形成外科 リウマチ科 小児科 リハビリテーション科
7 心臓機能障害	内科 循環器内科 心臓内科 外科 心臓血管外科 心臓外科 胸部外科 小児科 小児外科 リハビリテーション科
8 じん臓機能障害	内科 循環器内科 腎臓内科 人工透析内科 外科 移植外科 小児科 小児外科 泌尿器科 小児泌尿器科
9 呼吸器機能障害	内科 呼吸器内科 気管食道内科 外科 呼吸器外科 気管食道外科 胸部外科 小児科 小児外科 リハビリテーション科
10 ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科 小児泌尿器科 外科 消化器外科 内科 消化器内科 神経内科 小児科 小児外科 産婦人科（又は婦人科）
11 小腸機能障害	内科 消化器内科 胃腸内科 外科 消化器外科 腹部外科 小児科 小児外科
12 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	内科 血液内科 感染症内科 呼吸器内科 外科 小児科 産婦人科 ※エイズ治療拠点病院での従事経験があること。
13 肝臓機能障害	内科 消化器内科 肝臓内科 外科 消化器外科 移植外科 腹部外科 肝臓外科 小児科 小児外科

※ 指定を希望する障害区分番号と、医療に関係のある診療科名のうち主として所属経験のある診療科名に○を付けてください。